

## 岡山県耐震改修促進計画の概要

住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることなどによって、地震による人的被害及び経済的被害を軽減することを目的とし、平成27年度までの10年間の目標とその取組方針を定めます。

### 1 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標(目標年次は平成27年度)

(1) 住宅 現状の耐震化率67% 目標の耐震化率90%

(2) 特定建築物

| 区 分                   |                           | 現状の耐震化率(%) | 目標の耐震化率(%) |
|-----------------------|---------------------------|------------|------------|
| 多数の者が利用する建築物          | 1 災害時の応急活動及び復旧活動の拠点となる建築物 | 48         | 100        |
|                       | 2 災害時に救助活動の拠点となる建築物       | 50         | 80         |
|                       | 3 不特定多数の者が利用する建築物         | 61         | 80         |
|                       | 4 その他の建築物                 | 69         | 80         |
| 危険物の貯蔵又は処理場の用途に供する建築物 |                           | 70         | 85         |

### 2 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

- ・耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組方針
- ・耐震診断及び耐震改修の促進を図るための支援策の概要
- ・耐震改修を実施を促すための環境整備
- ・地震時の総合的な安全対策に関する事項
- ・地震発生時に通行を確保すべき道路に関する事項
- ・特定優良賃貸住宅等の活用に関する事項
- ・地震に伴う崖崩れ等による建築物の被害の軽減対策に関する事項

- 3 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及
  - ・地震防災マップの作成・公表
  - ・相談体制の整備及び情報提供の充実
  - ・パンフレットの作成・配布、セミナー・講習会の開催
  - ・リフォームにあわせた耐震改修の誘導
  - ・町内会等の取組の推進
  - ・耐震性能の高い建築物の整備促進、地震保険の普及啓発
  
- 4 耐震改修促進法及び建築基準法による指導、勧告等の実施
  - ・耐震改修促進法による指導等の実施
  - ・建築基準法による勧告又は命令等の実施
  
- 5 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項
  - ・市町村が定める耐震改修促進計画に関する事項
  - ・岡山県建築物耐震対策連絡会議のもとでの本計画の着実な推進
  - ・関係団体との連携
  - ・その他